

女性相談支援センター多摩支所会計年度任用職員募集要項

項 目	内 容
職名・募集人数	福祉業務専門員 1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター多摩支所
職務内容	女性相談支援センター利用者支援の補助業務（電話応対、関係機関との連絡調整等）
応募資格・求められる能力	女性福祉分野での職務経験、又は女性を含む家族に関する相談や生活相談、精神保健相談等の経験があり、支援を必要とする女性や同伴児童に対する適切な支援ができること。社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師の資格があればなお良い。
勤務日数	月11日以内（土・日・祝日を除く）
勤務時間	午前9時から午後4時まで ※ 業務の必要上やむを得ないと認められる場合、所定勤務時間を超える勤務を命ずる場合あり。
休憩時間	正午から午後1時まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	時間額 1,650円 通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円/日） ※ 原則として毎月15日に支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済年金、厚生年金保険、雇用保険の適用あり （一定の要件を満たした場合）

応募方法等	<p>(1) 応募方法 次のア及びイを(2)の宛先へ提出してください。原則として郵送。持参の場合は、以下宛先へ直接持込みしてください。 なお、提出された申込書類は、返却いたしませんので御了承ください。</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書(第1号様式) ※ 正面顔写真を貼付してください。 ※ 電話番号欄には、日中連絡できる電話番号を記載してください。</p> <p>イ 返信用封筒(定型郵便用・切手110円分貼付・宛名・住所記載済みのもの。第一次選考の結果通知の際に使用)</p> <p>(2) 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課女性福祉担当 ※ 封筒に赤字で「<u>女性相談支援センター多摩支所(福祉業務専門員)申込</u>」と明記してください。</p> <p>(3) 提出期限 令和8年3月12日(木曜日)17時必着(郵送・持込みいずれの場合も)</p>
選考方法及び日程	<p>(1) 第一次採用選考 申込書による書類選考</p> <p>(2) 第二次採用選考 第一次採用選考合格者に対する人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接</p> <p>ア 面接選考予定日 令和8年3月下旬予定</p> <p>イ 面接選考会場等 日時、選考会場等の詳細については、第一次採用選考合格者に対し別途通知</p> <p>(3) 合格者の決定通知送付予定日 合否にかかわらず、申込者全員に郵送で通知</p> <p>ア 第一次採用選考合格者 令和8年3月18日(水曜日)発送予定</p> <p>イ 第二次採用選考合格者 令和8年3月下旬発送予定</p>
問合せ	東京都女性相談支援センター多摩支所 電話:(042)524-1048

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。